

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3第1項に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。)

商号 サラインベストメントサービス株式会社
住所 東京都品川区北品川5-12-5 御殿山101ビル2F
TEL: 03-5793-3858 FAX: 03-5793-3857

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、
登録番号は、次のとおりです。
登録番号：関東財務局長（金商）第2899号

○投資顧問契約の概要

- ①投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ②当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○クーリング・オフの適用（10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6）

①クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結した顧客は、契約締結時の書面を受けとった日（当該書面は報酬の支払いを確認後直ちに交付）から起算して10日以内の期間であれば、自由に書面又は電磁的記録（メール）により契約を解除することができるものといたします。当該契約の解除日は、顧客がその書面又は電磁的記録（メール）を発した日となります。

契約解除の場合は、前払い報酬から解除までの期間に相当する報酬額として金融商品取引業等に関する内閣府令で定める金額（①助言を行っていない場合には契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）、②助言を行っている場合には、（1）日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×助言サービスを開始した日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）又は、（2）解除時までに行った助言の回数に応じて計算した報酬額。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を差し引いて返金いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

②クーリング・オフ期間経過後の契約解除

契約の解除については書面又は電磁的記録（メール）により行うものといたします。（解除日は、顧客がその書面又は電磁的記録（メール）を発した日とします。）

中途解除した場合でも、既にお支払して頂いている報酬のご返金は行いません。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

○有価証券等に係るリスクについて

当社が投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。

変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク等があります。

したがってお客様の投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。当社の助言対象金融商品である『**国内株式**』に関するリスクは次のとおりです。

①価格変動リスク

価格変動が予測に反して推移した場合は損失が発生する可能性があります。

②流動性リスク

国内外の金融政治経済情勢の変化や天変地異等による価格急変等の状況によっては、流動性の低下により意図した通りの取引（希望する価格での取引、決済のための取引等）ができないことがあります。

③信用リスク

デフォルト・リスクとも呼ばれ、株式を発行している企業等が債務不履行に陥る可能性があります。そのような場合、利払いの遅延や元本の払い戻しができなくなる可能性がございます。

④システム障害リスク

取引業者のシステムに障害が発生した場合、または取引業者及び投資家を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合には、注文の発注や相場情報の配信が遅延したり、取引が中断あるいは停止したりすることがあります。

○投資助言葉の内容及び契約期間並びに報酬体系について

①投資助言葉の内容、方法等について

当社の投資判断・分析・助言については、代表取締役が担当するものといたします。助言の内容、方法等については、下記のとおりといたします。

助言対象 金融商品	日本株式
助言内容	システム会員
	当社システムにより導かれた翌営業日以降における推奨銘柄の売買タイミング等をアプリで閲覧できる。なお、銘柄の制約はなし。(上場銘柄全てを対象)
方法	専用アプリ (Stock630) による閲覧
頻度	毎営業日の午後 6 時以降に閲覧可能

※「システム会員」について・・・当社が開発したシステムにより導かれた推奨する銘柄の売買のタイミングやその値、リスク等の情報を、当社が開発した専用アプリ (Stock630) を通して、配信 (更新) します。顧客は当該情報をアプリで確認し、参考にした上で翌営業日以降、取引を行っていただきます。

②契約方法、期間等について

契約方法については、先ず、顧客よりサービスの申込をメールで頂いた後、報酬をクレジットカード又は銀行振込によりお支払いして頂きます。契約締結日は報酬支払日 (決済日) とし、報酬の支払いを確認後直ちに契約締結時の書面兼投資顧問契約書を交付します。サービスの提供は報酬支払日 (決済日) の翌月 1 日から開始 (契約期間も翌月 1 日が起算日) となります。(例: 報酬支払日 (契約締結日) が 10 月 15 日の場合、翌月 11 月 1 日からサービスの提供及び契約期間が開始されます。) なお、申込のみで、報酬の支払いが確認できない場合、契約の締結及びサービスの提供は行いません。

契約期間については、12 か月のみ (契約期間開始日から 12 か月後の月末まで) とします。

契約期間の更新については、契約期間満了日の 1 か月前までに書面又はメールによる解除の申出がない限り、自動的に更新 (更新期間は、前期間と同一) され、その後も同様といたします。なお、契約期間満了日までに次回分の報酬の支払いが確認できない場合には、契約は更新されず、サービスの提供も契約期間満了日をもって終了となります。

③報酬体系について

助言報酬については、398,000円（税込）とする。（更新の場合も同額）

報酬支払いタイミングについては、新規の場合は申込後、クレジットカード又は銀行振込によりお支払いして頂きます。（支払いのタイミングについては任意ですが、支払いが確認できるまで契約の締結及びサービスの提供は行われません。）

また、更新の場合は、契約期間満了日までに次回分の報酬（額は新規と変わらず）をクレジットカード又は銀行振込によりお支払いして頂きます。（契約期間満了日までに支払いが確認できない場合には、契約は更新されず、サービスの提供も契約期間満了日をもって終了となります。）

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了事由

当社とお客様との投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的記録（メール）による契約の解除の申出があったとき（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③当社が、投資助言業を廃業したとき

○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - (1) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - (2) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - (3) 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - (4) 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

○会社の概要

1. 資本金 金 2,000 万円
2. 役員の氏名 代表取締役社長 北川 博文
取締役 萩原 耕一
取締役 岩井 靖樹
監査役 山地 圭二
3. 主要株主 山地 圭二 (300 株/15%)
萩原 耕一 (300 株/15%)
渡辺 修平 (300 株/15%)
北川 博文 (200 株/10%)
岩井 靖樹 (200 株/10%)
4. 分析者・投資判断者 代表取締役社長 北川 博文
5. 助言者 代表取締役社長 北川 博文
6. 当社への連絡方法
以下の電話番号又はメールアドレスにご連絡下さい。
TEL: 03-5793-3858 又は、MAIL: h.kitagawa@is-sala.com
7. 当社が加入している金融商品取引業協会
該当なし
なお、当社の登録内容をお知りになりたい方は、関東財務局で「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。
8. 当社の苦情処理措置について
当社の苦情処理体制については、自社で対応し、代表取締役（責任者）をその窓口とする。苦情に対しては、自社で社内規則として「金融商品取引業務(投資助言・代理業務)に係る苦情等処理規程」を整備・公表し、迅速且つ適切に対応し、その解決を図るものとする。
なお、当社は、社内規則及び苦情の申出先を、金融商品取引法第 37 条の 3 に規定する契約締結前交付書面及び同法第 47 条の 3 に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びHPに掲示・掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。
苦情の対応方法は基本電話又はメールにより対応する。

当社の苦情窓口は、次の通りです。
 - ・担当者 北川 博文（責任者）
 - ・電話番号 03-5793-3858
 - ・Eメール h.kitagawa@is-sala.com
9. 当社の紛争解決措置について
当社の紛争解決措置については、当社が協定を結ぶ東京弁護士会、第一東京弁護

士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの3センターを利用して紛争の解決を図るものとする。

当社及び顧客は3センターのいずれかに、特定投資助言業務に関する紛争の解決のためのあっせん・仲裁の申立ができるものとする。

なお、当社は、上記3センターを通じて紛争の解決を図る旨及び各センターの連絡窓口を、金融商品取引法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び同法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びHPに掲示・掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。

各センターの連絡窓口は、次の通りです。

・東京弁護士会紛争解決センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～15：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-0031

・第一東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）10：00～12：00 13：00～16：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3595-8588

・第二東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～17：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-2249

10. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、「投資に関する教育セミナーの企画及び開催」を行っております。

20241201_改訂版